

渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定にかかる報告会

とき：令和4年10月13日（木）19:00～20:15
ところ：上野原北部集会所

出席者：吉岡町長 柴崎徳一郎
吉岡町住民課（小林住民課長）
吉岡町総務課（高田総務課長）
渋川地区広域市町村圏振興整備組合
(外丸事業課長、山本係長、井田主査)
須藤上野原自治会長、廣嶋町議会議員、上野原地区住民

1. 開会 03:45
小林住民課長

2. あいさつ
柴崎町長 04:11

皆さんこんばんは。町長の柴崎でございます。本日は、ご多用の中、また夜分にもかかわらず報告会にご出席いただきましてありがとうございます。また、皆様におかれましては、平素より町政に多大なるご理解とご協力を賜り、あらためて感謝申し上げます。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合の最終処分場の候補地の選定につきましては、選定委員会からの答申をうけ、更なる絞り込みを広域組合のほうに依頼いたしまして、先般、広域組合から建設適地の報告があったことから、改めて町で検討し、町としての候補地案を決定いたしました。

本日は、そのご報告と、今後の要望等の取りまとめについてお話をさせていただき、ご協力をいただければと考えております。何卒よろしくお願ひいたします。

須藤自治会長 05:44
皆さんこんばんは。お疲れのところ、また足元のあまり良くない状況の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆さんご承知のとおり、また町長よりお話のありましたとおり、吉岡町に最終処分場を建設するということに対しまして、いよいよ大詰めといいますか、場所が絞り込まれたということでの報告会ということで町のほうで開催した訳ですが、この報告を受けてですね、今後の自治会対応も求められることとなっておりますので、自治会としてもで

きるだけ皆さんとの色々な声を聞きながら、一番良い方向にもっていけるように努めていきたいと考えておりますので、そういうことをご理解のうえよろしくお願いしたいと思います。

廣嶋議員 06:50

皆さんこんばんは。町議会議員の廣嶋隆です。日頃皆さんにはご支援ご指導賜り、心より感謝申し上げます。上野原地区の環境を大切に守ることで、子供たち孫たちに安心安全な環境を残していきたいと考えております。本日の説明会が有意義な時間になることを願い、簡単ではありますが、あいさつと致します。

小林住民課長より吉岡町・渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の紹介

柴崎町長、高田総務課長、北田主事

外丸事業課長、山本係長、井田主査 の順に紹介

3. 説 明

小林住民課長 08:25

それでは、まずこれまでの経過を簡単に説明させていただきます。

一般廃棄物最終処分場につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合で整備・設置しております。現在、使用中のエコ小野上処分場は、吉岡町・渋川市・榛東村で締結された協定に基づき渋川市に決定されたものとなっています。エコ小野上処分場の供用が令和11年に終了することを踏まえ、次期一般廃棄物最終処分場用地の選定報告を求める通知が広域市町村圏振興整備組合管理者から吉岡町に対して出されております。

その後、吉岡町では候補地を選定するため令和2年11月から選定委員会による検討を進めておりまして、このことにつきましては、選定委員会から『上野原地区②』を選定候補地とする答申が町に対して提出されております。

町では、選定委員会からの答申内容が妥当かつ適正であるとしまして、吉岡町として次期最終処分場候補地を『上野原地区②』とするとともに、今後の更なる絞り込み等につきまして、渋川地区広域市町村圏振興整備組合に協議を行っておりましたが、この度広域組合のほうから建設適地に関する報告がありまして、その妥当性について町として改めて検討を行った結果、妥当であるということで、町として「渋川地区広域市町村圏振興整備組合 次期最終処分場候補地案」として決定しましたので、今回、皆様に対して報告をさせていただきます。

それでは、お配りさせていただきました資料をご覧ください。

資料1につきましては、今回候補地選定を行っている最終処分場についての

概略構想等についてまとめたものとなります。上から順にご説明させていただきます。

まず、渋川地区広域市町村圏振興整備組合についてですが、広域組合は、渋川市、吉岡町、榛東村の1市1町1村で構成された一部事務組合であり、広域組合ではごみ処理施設の設置及び管理に関する業務の共同処理を行っております。この、一部事務組合とは、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体のこととなります。

続いて吉岡町に整備する最終処分場の概略構想ですが、これは以前広域組合が作成したものを参考としたものです。

まず、大前提としまして、
・屋根や壁を設置する被覆型(クローズド型)最終処分場を基本とする。
・浸出水は処理をして、埋め立て施設内の散水に循環利用する無放流式とし、河川への放流を行わない方法を基本とする。
としています。

続いて、1 基本的事項として

(1)施設規模 敷地面積 約 25,000 m²
埋立容量 約 60,000 m³
(2)総事業費 約 44 億円 (概算)
(3)埋立物 渋川地区広域圏清掃センターから出る焼却灰、飛灰、不燃物残渣及び覆土
(4)埋立期間 原則として 15 年 となっております。

続いて、2 想定している施設の概要となりますが、

(1)埋立地 (被覆施設)
構造規模 鉄骨造平屋建て
延べ面積 約 7,000 m² (70m × 100m)
仕上げ 屋根: 鋼板葺き、外壁: 金属パネル
高さ 地上約 15 m、地下約 15 m
(2)浸出水処理施設

構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建て
延べ面積 1,000 m²

(3)その他
精製塩貯留施設、場内道路、防災調整池、覆土置き場、残地森林等
が含まれております。

続いて、3 供用開始までのスケジュール（予定）となります、
令和5年度 地元説明・協議・調整（広域組合・吉岡町）
令和6年度 不動産鑑定・測量・環境調査等（広域組合）
令和7年度 用地買収・基本設計（広域組合）
令和8年度 実施設計（広域組合）
令和9年度 建設工事・周辺整備工事（広域組合）
令和10年度 建設工事・周辺整備工事（広域組合）
令和11年度 建設工事・周辺整備工事（広域組合）となり
令和11年度中の供用開始となります。

最後に、4 その他となります、

- (1)地元対策 詳細については、令和5年度以降必要に応じて行われる地元協議の中で調整予定となっておりまして、現在供用中のエコ小野上処分場の例をあげますと、広域組合より地域に対して交付されることになっている金額の総額は、1億4500万円ほどとなる計算です。
- (2)跡地利用 詳細については、広域組合が吉岡町及び地元と協議の上決定する予定となっておりまして、資料にありますような活用例となっております。

続きまして、「渋川地区市町村圏振興整備組合最終処分場候補地案の決定について」ご説明します。資料番号2をご覧ください。

令和4年9月29日付渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者より送付のあった「渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場候補地の更なる絞り込みについて（報告）」について府内協議を行った結果、妥当であると判断し、町として「上野原地区② ウ地区」を、「渋川地区広域市町村圏振興整備組合 次期最終処分場候補地案」として決定する。

なお、選定した候補地案の位置、概要については以下のとおり。としており、位置については図面をご覧いただくとともに、概要としましては、

- ・ 想定面積は約4ヘクタール。
- ・ 候補地のほぼ中央で、やや緩やかな斜面にある山林の中に位置している。
- ・ 地区の中に沢のような地形はない。
- ・ 工事や搬入道路として想定している県道水沢足門線からの距離は遠く、町道201号線からの距離は近い。
- ・ 土地利用的には、山林、畑（農振農用地（青地）を含む）、原野等となっている。
- ・ 植生自然度は10評価中「6」の植林地と「3」及び「2」の農耕地となっており、答申書にあったレッドデータリストの植物の発見報告があった場所

からは最も遠い。」
となっております。

町としての検討評価としましては、
「町が協議を依頼した上野原地区②の中から、広域組合では当初 5 カ所の検討箇所を選定した。そのうち、2 カ所は建設に適さないとして除外し、以下の 3 カ所を評価した中で『ウ地区』を建設適地と考える旨の報告書が町に提出されている。町では選定を行う自治体の立場から、広域組合が検討した地区について改めて評価を行った。」
となっております。

比較検討を行った地区につきましては資料のとおりとなっております。
「比較評価の結果、ウ地区は、森林伐採(立木伐採に係る整備コスト)や残地森林(森林法に係る整備コスト)、跡地利用(施設の跡地利用)、安全性(災害対応)、植生自然度とレッドデータリスト(環境保全)の項目で他の地区より評価が高く、搬入路②(道路整備に係る整備コスト)や生活環境への影響②(景観への影響)、農用地区域(農業振興地域整備計画対応)の項目の評価は他の地区より低かった。なお、土工量(土工に係る整備コスト)、搬入路①(地域に与える影響)、生活環境への影響①(生活への影響) の項目については他の地区と評価が変わらなかつた。

以上のことについて総合的に検討した結果、吉岡町としても「上野原地区②ウ地区」が最も有利であるとの評価となった。よって、渋川地区広域市町村圏振興整備組合から報告された建設適地については、町としても「妥当」であると判断する。」

しております。

以上、町として決定した最終処分場候補地案の説明とさせていただきます。

4. 町長より報告とお願い

柴崎町長 19:38

ただいま担当よりご説明をさせていただきました。また広域組合よりあがつてきた候補地についても候補地案として適正ではないかということで本日ご報告させていただいた次第であります。そういったことで私のほうからあらためてお願いをさせていただきたいと思います。先ほどの説明のとおり、吉岡町として「渋川地区広域市町村圏振興整備組合 次期最終処分場候補地案」を、今回報告させていただいた地区とすることを決定しましたので、広域組合の次期最終処分場をこの地域に設置することについて、地域のご同意をいただきたく町としてご依頼させていただくものとなります。

本日、報告させていただいたものは、最終決定された「候補地」ではなく、あくまでも「候補地（案）」でございます。

当面の間は、候補地案として事務手続きを進め、今後行われる、地域要望の取りまとめや要望書の提出、それに対する町からの回答書の提出などの手続きを経て、最終的に地域の同意がいただけた段階で、正式に「候補地案」から「候補地」とさせていただくこととなりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

また、皆さまの中には、一般廃棄物の最終処分場がこの地域に設置されることについて環境悪化等の懸念を持たれる方もいらっしゃるかとは思いますが、町としても設置の同意をしていただくこととなる地域が不利益を被らないよう、渋川地区広域市町村圏振興整備組合と連携して対応していきたいと考えております。

なお、ご要望があるようであれば、最終処分場が実際どのようなものであるのか、現在稼働しているエコ小野上処分場をご覧いただくことも可能ですので、そのような際には是非お声掛けいただきたいと思います。それ以上のものをつくりたいということで考えております。

それから、地域の有志の方から町に対して要望書が提出されておりますが、要望書の内容等については自治会役員の方々にも説明しているということありますので、町としては「地域の声」として捉えさせていただき、これから地域で取りまとめられる要望書作成の際の参考とさせていただければと考えております。何卒、よろしくお願ひいたします。

小林住民課長 22:39

ただいま、地域の皆様に対しまして、町長より正式に同意の依頼をさせていただきました。今後は、自治会など地域が認める組織で、このことに対する要望を取りまとめたうえで、町に対し要望書という形で提出していただくことになります。

その後、町では提出された要望に対し回答させていただき、その回答内容でご承認いただけるのであれば同意書を提出していただく、といった事務手続きを予定しております。

また、今後要望書の取りまとめや提出などのほか、地元対策等について、町や広域組合がやり取りをさせていただく、地域が認める組織が必要となりますので、このことについても地域として併せてご検討いただければと考えております。

以上が、町として地域の皆様にお話しさせていただく内容でございます。ご質問等ございましたら挙手を頂きますようお願ひいたします。

5. 質疑応答

A氏 24:07

アトイが除外された理由は何ですか。

小林住民課長 24:41

アトイにつきましては、アイウの3地区で検討したのですが、その結果資料のほうにあります比較検討などのそれぞれの有利な部分、そうでない部分がありまして、それを比較評価した結果、総合評価についてウが一番高かったということになっております。

A氏 25:13

比較評価というのは、例えばこの場所は高低差が大きいからとか、ここはころは畠がしっかりしているからとか、何かそういうのがあったのかなと思いまして。

小林住民課長 25:34

先ほどお話をさせていただいたウが優れているというにつきまして、森林伐採(立木伐採に係る整備コスト)では、アトイにつきましては、立木(杉)がいっぱいあつたりするのですが、ウ地区では立木が少ないということで、コストが相対的に低くなるのではないかと。あるいは、傾斜の話がありましたけども、基本的にはアトイとウも傾斜はあまり変わらなく、多少アトイの地区は傾斜があるかなというはあるのですが、土工量ということで考えた場合にはほぼ同等じゃないかということの比較をしたり、そういうような比較評価をさせていただいてウ地区を選定したということになります。

B氏 26:45

今は候補地ということなんですけども、これは用地買収とか失敗した場合に候補地が変わるとか、どういうふうになりますか。

小林住民課長 27:07

現在のところあくまでも候補地ということで、同意をいただけたら候補地案が候補地になるのですが、候補地になつたらまたそこから広域組合のほうで、不動産鑑定、測量調査、基本設計等を行います。赤くなっている部分が候補地である、そういう方向で一旦進めます。そのうえで、もし用地買収等が不調になつた場合にどうなるかということにつきましては広域組合より回答お願ひいたします。

外丸事業課長 28:03

用地買収がうまくいかなかった場合につきましては、まずおおむねの候補地が決まりましたら地元の人たちと協議し、だいたいの対象となる人がはっきりしてきましたらお話を事前にさせていただいて、感触というんですか、そういうものを確かめる必要が当然あると思います。測量・設計をしてから用地交渉をして、ダメになったというようなことになると、業務委託が無駄になってしましますから、あらかじめこのへんだなということで、もしかしたら建てるときにはあたらないかもしねないですけど、おおむねこのへんの地区になりますということをお話させていただければというふうに考えております。

B氏 28:53

ちょっと思ったのが素人考えですけども、用地買収が令和7年じゃないですか。これは用地買収ありきで進めなければ、令和7年までが全部水の泡になってしまふので、最初に用地買収したほうがいいんじゃないかと思ったのですけども。そうでないと3年間が無駄になっちゃうのではないかと。

高田総務課長 29:23

用地買収を含め、供用開始までのスケジューリングを組んで進めていく訳でして、用地買収について先ほど広域組合より説明がありましたけども、いきなりすってでかけて買わせてくださいというのはやはりならない、ということで、今回こういったぼんやりした形で示させていただいて、地元の意見を伺いながら正式な交渉の前に、ある程度の感触をつかませていただくというのは説明のあったとおりでですね、実際のところは慎重に見極めながらということで、ただ行政のやることなので、いつまでという時間を区切らないといけないということで、こちらの時系列を示させていただいております。

C氏 30:23

この赤いウ地区は農地なので、こういった施設というのは山林なりへもっていくのが常識なんじゃないですか。そうじゃないと環境汚染で農地の人が仕事したりしていて。人体に影響はないというけど、そんなことは信じられない。灰だとかダイオキシンであるとか。だからこんな畑のところではなく、山林のほうへ持っていったほうがいいんじゃないかと思います。周辺で農業をやっていいる人がいるんですよ。

外丸事業課長 31:39

まず施設についてなのですが、最終処分場ということで私もそうであったのですけども、最終処分場というと昔東京湾なんかで埋立てていたあいいうイメージとか、そういうことを思ったのですけども、今の処分場は完全クローズド型で行っておりまして、行ってみれば分かると思うのですが、臭い等は特にありません。処分場自体が埋め立て地を掘削して、その後に何重もの

C氏 32:29

だけどやってるときはいいけど、将来老朽化して、いくら何かしても、老化すれば安全じゃないと思うんです。永久にそれが維持されることはない。だから農地から外れた山林のほうへ持っていくのが常識だと思います。この地区でやっちゃいけないということではなく、環境汚染しない方法を考えて山林の方へ持っていくのが普通。農地とか人家のそばというのは外すのが普通だと思います。

外丸事業課長

検討させてもらいます。

小林住民課長 33:40

その集落からの距離等についても、町でも検討しております。集落から今回のウ地区についても 100m 以上はもちろん離れております。また今回、先ほどの確認事項のところでもお話をさせていただきましたが、これから建てる施設につきましては、広域組合のほうからもお話をあったとおり、完全に屋根で覆って、事業を行うということになりますので、周りへの影響がないような形で対応させていただくことになります。

C氏 34:21

永久的にそれは維持できないと思う。下に漏れないようなことを言ってるけど、永久的にそれは維持できない、いつか老化してだめになってしまう。

小林住民課長 34:44

最終処分場を屋根で囲って壁をつくってその中に入れます。そして埋めたあとに、跡地利用ということを考えていきます。建物のなかで平らになった場所を使って、様々な考え方ができると思います。そういう施設に対応しながら有効活用していくということになるのですが、この土地については官地ということになりますので、公共的な立場としてそこを管理していくということになっていくと思いますので、今後どうなるかわからないという部分については、行政と

して対応していくということになるかと思います。

D氏 35:53

あらかじめ私のほうで回覧を見て疑問に思ったことをホームページで質問しています。その内容を私のところにもらってないんですよね。ですからあらためてここに今日皆さんお集まりしますから、その回答をお願いします。それとですね、またちょっと違うんですけども、先ほどの説明の中で、いろいろと比較評価をされてますけども、例えば前橋市の場合は常に比較表を提示していますけども、ちゃんとした比較表があると思うので、それをオープンにしてくれませんか。

小林住民課長 37:20

まず最初の質問からですが、ホームページのメールでD氏のほうから質問をいただきまして、大変遅くなつて申し訳なかつたのですが、昨日メールで回答させていただいております。遅れてしまつたということにつきましては、大変申し訳ございませんでした。そのときに回答させていただいた文章を読み上げる形になつてしまつのですが、報告させていただきます。

まず、何故今回は報告会かというご質問ですが、「今回の報告会については、今までの説明会と大きく違うところはございません。但し、今回は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場の建設適地の案を、町が上野原自治会に対して正式に報告し、そのことに対する同意を依頼する会となりますので、今回の会の名前を報告会とさせていただいたものです。」

次に「施工者」という言葉ですが、「施工者の立場から、」という表現が回覧文のなかにあつたかと思うのですが、「本来『施行者』と記載すべきところを『施工者』と記載してしまいました。混乱を生じさせてしまったことについてお詫び申し上げます。渋川市、吉岡町、榛東村のごみ処理施設の設置及び管理に関する業務については、共同処理として渋川地区広域市町村圏振興整備組合が行つておりますので、渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場の整備事業を実施する主体は渋川地区広域市町村圏振興整備組合となります。吉岡町からは、候補地を『上野原地区②』に決定したことと、その地区の中での更なる絞り込みを広域組合に協議したものとなります。」

また、協議結果は公表されるのかということにつきましては、「広域組合による協議内容等の概要等については町HPで公表予定です。」

次に回覧文の中に候補地案とあるが、この候補地案と何か。というご質問ですが、「吉岡町では、水沢足門線の南側で町道201号線の北側に位置する約38haの区域（選定委員会では②地区と表現）を令和4年8月の時点における吉岡町の建

設候補地案としたうえで、渋川地区広域市町村圏振興整備組合に対して更なる絞り込みに関連する協議を依頼しました。よって、ここでいう建設適地とは、広域組合において更に絞り込まれた候補地案のことを指しています。」

次に回覧文の中に「町の考え方」とあるが、これは何か。というご質問ですが、「渋川地区広域市町村圏振興整備組合では、最終処分場の整備事業を実施する立場から次期最終処分場の建設適地が検討されました。吉岡町では、その内容について精査し、最終的に町としての候補地案を決定したものです。」

次にスケジュールに関する質問ですが、前回説明会のスケジュールでは11月下旬に要望書提出となっているが、町はその要望をどう反映するか。ということですが「現在、吉岡町が実施している候補地選定にかかる一連の作業は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が次期最終処分場を整備するにあたり、次の建設地となる吉岡町の中から候補地を報告するためのものとなります。町では10月13日(本日)の報告会において町として決定した候補地案を報告させていただいたのち、地域の要望を取りまとめたうえで要望書の提出をお願いする予定です。町ではその要望についての回答書を提示させていただき、同意をいただくことになっています。」

次に地域合意に関する質問ですが、「町として決定した候補地案を報告させて頂いた後には、地域からの要望を取りまとめ、要望書という形で提出していただくことになりますが、町からはそれに対する回答書を提示させていただき、その内容について承認がいただけるようであれば、地域から同意書を提出をいただくことになっており、地域の同意が頂けて初めて町としても候補地が決定されるという流れを想定しております。なお町が要望書や回答書等をやり取りする組織については、あくまでも地域が認める組織である必要がありますので、自治会の中でよく協議していただければと考えています。」

次に吉岡町のまちづくりに関する質問ですが、「町の都市計画マスタープランはおおむね20年後の町の姿を展望したうえで、平成27年度に長期的な見通しをもって定められており、都市計画マスタープラン内の土地利用方針図によると、当該区域は自然的環境保全エリア、或いは住宅調整エリア・農地として位置づけられています。今後、当該地区に最終処分場が整備されるとなれば、まちづくりの観点から地域からの要望等も踏まえながら土地利用や地域振興に関する議論をしていくことになりますので、都市計画マスタープランについても適宜見直しを行っていくこととなります。」

次に基本計画に関するご質問ですが、「最終処分場を整備・設置する主体は、あくまでも渋川地区広域市町村圏振興整備組合であり、ご質問の基本構想についてはすべて渋川地区広域市町村圏振興整備組合が事業発注して実施しています。よって、成果品および基本構想の中間報告等の予定については町として把握

しておりません。」

次に合意形成はどのような方法で行うか、というご質問ですが、「整備・設置する主体は、あくまでも渋川地区広域市町村圏振興整備組合であります。よって、令和5年度に渋川地区広域市町村圏振興整備組合が実施予定の合意形成等の方法については、町としてお答えすることはできません。」

次に設計等にあたり専門家の協力等が不可欠ではないか、というご質問ですが、「整備・設置する主体は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合であるため、設置までの事務の流れについては、町としてお答えすることはできません。」

最後に発注・設計方法に関するご質問ですが、「整備・設置する主体は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合であるため、発注・設計方法については、町としてお答えすることはできません。」

以上が昨日メールで回答させていただいた内容となります。

それから2つ目のご質問の比較評価がどのように行われたのかということにつきましては、先ほどお話をさせていただきましたとおり、森林伐採、搬入路、土工量、生活環境への影響などの比較検討を行っておりますので、今後ホームページに掲載する等を考えていきたいと思います。

D氏 47:05

地域住民に説明したことなんですけども、例えば地主・地権者には全然説明されてませんよね。それと、これはどっちか分からないですけども、県道15号沿いの商店、レストランだとかありますけども、在住している方は自治会に入っているでしょうけども、そうでないお店の方は、かなり影響があると思うのですけども、そこについてはどういうふうな説明をされているのでしょうか。

小林住民課長 48:20

まず道路の商店の関係ですが、先ほども説明させていただきましたが、最終処分場への搬入想定ルートは、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の清掃センターから西へ上って水沢足門線を下りてくる形になります。なので、県道15号は基本的には通らないということになりますので、ご理解いただければと思います。

D氏 48:57

そういう方々にどういった説明をされているのか、地域から要望をするためには基礎的な説明が先にないとおかしいと思うのですけども、私たち住んでいる住民に対しては回覧が回ってきますけども、そこで事業をされている店舗の方はどうなんでしょう。今まで説明をされていますか。商工会に聞いたら

知らないよと。ただ商工会長は選定委員会に入っているからと、その関係の方々は言われてましたけども。ちょっとその辺がよく分からなかったんですよね。

小林住民課長 50:02

そういうお店の方々につきましては、特に説明はしておりません。これについては今後検討させていただきます。

D氏 50:17

あと地権者の方ですね。地域に聞くときは、住んでいる方も重要だけれども、そこの土地を持っている方にも説明が必要だと思うんですよ。説明会だったら権利者・地権者・借地人を含めてやる。住民だけを対象にするというのがなんか意味があるのでしょうか。

外丸事業課長 50:49

おっしゃられている住民説明というのは、当然用地等が決まりましたら地権者等に説明させていただきますけども、そういうことでよろしいでしょうか。

D氏 54:05

土地交渉・売買の場合は当然そうでしょうけども、その周辺の土地を持っている方、あるいはそこでお店をしている方、住民じゃないその他の方にも影響が大きいと思うんですよね。今までの説明会、私も事業やってますけども、そういうところ、住んでてお店をやっている人はいいんですけども。そうでない方もたぶんたくさんいらっしゃると思うんですよね。影響があるないは別にして、色んな観点がありますから。そのものが来ること自体が迷惑行為なんですよ。だからそういういった方にはどうされるんですかと。

外丸事業課長 52:10

当然建設場所が具体的に決まってきましたら、そういうお店の方々も交えてこういうものを計画してますよという説明会はあるべきだと考えています。

D氏 52:30

そうなると要望書は、住民だけを対象にしているのか、それとも地域ってさっき言われましたよね。地域の方々の要望と言われましたけども、それは住民だけを対象としているのか、そこをお聞きしたいです。

小林住民課長 52:49

先ほどの説明の中で、地域の方々の声をという話をさせていただいておりますけども、今の段階ではこの地域にお住まいの方々を対象とさせていただいております。先ほど外丸事業課長よりお話のあったとおり、今後他の方にも加わっていただくという場も出てくるかと思いますが、今回町としてお願ひさせていただくのは、この地区にお住まいの方々と考えております。

E氏 53:31

組合のほうにお聞きしますが、土地の所有者が土地の収用を拒否してそこの場所がないとできないとなった場合には、代執行を行う予定ですか。

外丸事業課長 53:54

どこの公共事業もそうだと思うのですが、代執行というのは最終手段ですから、そこに至らないように丁寧に説明をして用地買収等は進めたいと思います。

E氏 54:10

それでもとなった場合にはするということでおろしいでしょうか。

外丸事業課長 54:16

そうならないように丁寧に進めて参ります。本当に最終手段ですから、そういうことのないように進めて参ります。

E氏 54:28

町長さんにお聞きしたいのですが、今までの説明をお聞きしているとなにか組合が組合がというようなふうに私には聞こえてしまいます。既に作られている処分場などでもスラグなどの問題がありました。町はそういったことが絶対にないようやっていく、そういったお答えはできますでしょうか。

柴崎町長 55:07

もちろん地域の安全につきましては、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。先程から広域組合が、というお話につきましては、場所が決まってからは広域組合が主体になりますけども、決まるまでは町も一緒に考えて行きたいと思います。住民、地域の皆さんを第一に考えて参ります。自分としてのその方針は変わりません。

E氏 55:45

今のお答えですと決まったあとは組合ということでよろしいでしょうか。決

またあとも町が一体となって安全を確保していくために努力して欲しいのですが。

柴崎町長 56:01

決めていくのは組合ですけども、そのあとも運営等は吉岡町も一緒にやっていく予定ですので、そういったことで町が離れるということはありません。

D氏 56:23

単純な質問で申し訳ないですが、資料2の47ha、赤い候補地案の下に38haという、これ確か一番はじめに47haというのがあって、間違えていて38haに削ったと思うのですけども、これは結局47haというのが合っていますか。

小林住民課長 56:56

申し訳ないのですが、この資料は赤く塗っている関係で数字が後ろに隠れてしまっています。38.47haというものが白く囲んだ区域になっていまして、その中の赤の部分が約4haというふうにご理解いただければと思います。

B氏 57:38

地図のほうには町道202号とあるのですが、概要のところの「工事や搬入道路」というところには町道201号とあるのですがこれはどっちが合っているのですか。

小林住民課長 58:06

町道202号は普段皆さんが出でいらっしゃる町道201号線から候補地に入していく道となっています。町としてはできるだけ町道201号線を使わないで、水沢足門線のほうから入っていくことを想定しています。そのため、候補地に伸びている町道202号線というのは見ていないです。

高田総務課長 59:37

普段皆さんが出でている縦道が201号線になります。

D氏 59:14

候補地の想定面積が4haとなっているのですが、この根拠というのはまだどこかで示されるのでしょうか。

外丸事業課長 1:00:10

これまで選定委員会等では想定面積 2.5ha とお願いしていたところですが、実際現地の測量、地質調査ですとかそういったことを行う中で建設に必要な面積が決まってきますので、現状では少し余裕をもって約 4ha とさせていただいております。その 4ha の中には当然処分場であるとか水処理施設もあります。また埋立てしたときに都度土を入れるのですけども、その覆土置き場であるとか、あるいは防災調整池そういったものを考えての 4ha となります。

F 氏 1:01:06

ア、イ、ウの比較評価について、ここは 38.47ha (候補地②) に決まるときは、①、②、③の比較表の基準を設けて点数化しましたよね。その結果②ということになったと。じゃあア、イ、ウの 3 地区を比較評価してどういう項目で比較評価して点数を付けたのか、その結果こうだからウになったと。そのへんはいかがですか。

小林住民課長 1:02:00

今回ア、イ、ウを町として比較検討したときに使った項目というのは後ろの方に書いてあるのですが、土工に係る整備コスト、立木伐採や森林法に係る整備コスト、搬入路が地域に与える影響、道路整備に係る整備コスト、生活・景観への影響、施設の跡地利用、災害対応、農業振興地域整備計画への対応、植生自然度などの環境保全、そういった項目を設定しましてそれぞれ評価を行いました。その結果、ア、イの区域よりもウの区域のほうが評価が高かったということで、今回ウ地区を候補地 (案) とさせていただいております。

F 氏 1:03:33

その評価表というものはホームページに載せるのですか。

小林住民課長 1:03:42

何らかの形で載せていくたいと思います。

F 氏 1:03:46

アとイに関してはほとんどが山林で、ウについては畑がほとんどです。先ほどもあったように山林のほうが立木伐採等に整備コストがかかる訳ですよね。ウはほとんど畑だからそういったものがかかるない。だけど安全性とかそういう点を考えればコストがかかっても、安全面を優先してアとかイにもっていくっていう、そういう考えはないんですか。

小林住民課長 1:04:32

安全性という部分でまず言いますと、今回の比較評価について、アイウの図面になるのですが、アトイについては、等高線を見てみると沢っぽくなっているところがあります。どうしても水が集まるような部分が存在しているということで、それよりもウの区域については沢のような形状がないということもありましたので、今回アトイよりもウの方が安全であるということで評価をさせていただいております。

F氏 1:05:17

例えばアで言えば、図面で水色が水路になっているんですか。

小林住民課長

アの中に入っている水色の線については、水路ではないのですが、沢のような少しくぼんだ水が集まりやすいところになっています。

F氏 1:05:45

ならば、アをもう少し下のほうへずらせば、この水路みたいなところは避けられる訳ですよね。そのような検討をしなかった、ただここだけ区切って水路があると。水路があるならもう少し下へ持つてこれないですか。そういうことも検討しているのかどうか、ただ線を引いてる訳じゃないと思いますけれども。畠をしている人たちが15年はいいけど、20年30年経った時に本当に大丈夫かどうか。まだ実績といったってまだ15年ない訳ですから。20年30年経った時にいくら何重に防水シートを張っても壊れない保証はない訳です。だから50年の実績があるのであれば50年の保証ができると思うのですけれども、そういう実績がない以上、安全性とかを考えれば多少コストがかかっても、森林伐採の地区アを川があるんだったらもう少し南に下ってもっててくるとか、そういう検討はできないんですか。

小林住民課長 1:07:10

今回一番最初に説明させていただいたとおり、町として広域組合のほうに白い部分の中で比較評価をお願いさせていただいております。比較評価をお願いして広域組合のほうから、比較評価するのであればこの地区でという囲みを示されまして、町としてもその囲みに基づきまして比較評価を行っております。実際には色んな状況等があるとは思うのですが、今回についてはこの区域を前提として協議を進めたということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

F 氏 1:08:05

ア・イ・ウを選定したのは広域さんのはうで選定したんですか。

外丸事業課長

はい。

F 氏 1:08:13

今私が言ったように、もしさの地区で沢が被っているのならば、もう少し下、南のはうへアをもってきて、そういう検討はされたんですか。要は沢があれば危ないというのは分かってるんですよね。分かっている地域をわざわざここへもってくるっていうのはどういうことなんですか。だったら沢を外して地域を決めるべきでしょ。そう思いますけども。

外丸事業課長 1:08:49

広域組合としましては、まず面積が 38.47ha ということで広かったものですから、まずははじめにエとオというのがあったのですけれども、具体的に言うと東のはうで、そこは面積的にちょっと狭いということで外させていただきました。そのうえで西のはうからア・イ・ウということで、最初は橢円でエリアを分けさせてもらって検討させていただきました。その中でアについては当然沢がありますし、それがもう少し南側にいっても、今度は取付道路をどのようにしようかということも考えさせてもらったのですから、縦エリアでということで、あくまで比較をさせていただいた次第です。アの中で上か下かということは考えなかったというのが現状であります。

G 氏 1:09:58

私は現在農業をやっています。生産者のはうに承諾とかそういうのはしたんですか。何をやったというのをちゃんと表示しなければ売れないですから。それだけ厳しい食糧問題があって、それで農地の方へもってくるということは皆さんの健康を害する、絶対マイナスなんです。安全なものを出したい。だから山林のはうへもっていってください。皆さんどうでしょう。汚染されたとかこれは安全とか、前に放射能で汚染されたとかで全然品物が売れなかつたんです。なぜなら汚染されたものは誰もが食べたくない。それが常識だと思うんです。これから先、人体等への影響はないと言うけれど、そういうことを考えれば山林の方へ是非もっていってもらいたいと思います。

小林住民課長 1:11:43

町として重ねてお話をさせていただくのですが、このア・イ・ウの部分について先ほどお話をさせていただいた様々な項目で評価をした結果、総合的にウの区域にするということをさせていただきましたので、このウの地域の中で協議をお願いしていただきたいというふうに考えております。

D氏 1:12:43

今まで聞いていた中でちょっと分からぬところがあったのですが、11月に要望書を出して回答をして、その後来年以降は住民への説明、協議・調整となり、これは広域組合・吉岡町同時にされるんですか。

小林住民課長 1:13:38

流れのところで確認させていただきますが、今皆さんにお話をさせていただいている部分というのは、あくまでも吉岡町として候補地を決定するための作業となっております。先ほど町長のほうからお願いさせていただきましたが、このことに要望書を出していただいて回答して、できれば同意を頂きたいと、同意を頂けたらそこを吉岡町としての候補地として最終的に決定されますので、このことを広域組合のほうに報告をします。報告をした段階で正式にこの地域で広域組合のほうで事務が進められるということになります。令和5年度のところに書いてあります地元説明・協議・調整については、建設のための事務手続きに変わってきます。今は候補地を決めるための作業をしています。次は建設のための事務が始まると同時に、調整などの部分につきましては、今後どういう形で地元対策を行っていくか、そういった部分については少なくとも令和5年度だけでは済まないと思っておりますので、そういった部分については継続して対応していくということになると考えております。

D氏 1:15:35

追加の質問になるのですが、今の農業をやられている方であるとか、ア・イ・ウでウは都合が悪いということで、アイウエオですかいくつかあったということですけども、結局今回提示されたウ地区の合意がされなければ、その次のステップには進まないと。そこを決めないことには次のステップの令和5年度に予定されているところには行かないということですか。

小林住民課長 1:16:23

同意がいただけなければ、あくまでもそれは正式な候補地になりませんので、同意をいただいてそれで初めて候補地ということになります。ですので、先ほど

町長のほうからも同意についてのお願いさせていただきましたが、資料2の赤い部分を候補地案とすることに対してご協議いただきたいというようなことでの本日の報告会となります。

E氏 1:17:17

今回住民の方が参加しているのは一部ですので、ここにいない方もすごくいると思うのですが、そういった方にもこういった内容で決まったというのをよく周知していただければありがたいなと思います。

小林住民課長 1:17:45

そのあたりにつきましては、今は考えていないのですが、何らかの形で、例えば資料を作つて配布することでお手伝いなどできればと考えております。

5. 閉 会

小林住民課長

以上